

令和4年1月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和4年1月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

## 胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和4年1月25日(火) 午後1時30分から午後1時58分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	本間 浩	委 員 :	4 番 :	南波 雅子
委 員 :	5 番 :	澁谷 和幸	委 員 :	6 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	7 番 :	田村 信秀	委 員 :	8 番 :	西奈美 公平
委 員 :	9 番 :	藤村 信広	委 員 :	10 番 :	忠 貞夫
委 員 :	11 番 :	川上 勝之	委 員 :	12 番 :	今井 輝子
委 員 :	13 番 :	馬場 勝	委 員 :	14 番 :	安城 守英

農地利用最適化推進委員(6人)

委 員 :	中条 : 15 番 :	佐藤 隆	委 員 :	中条 : 16 番 :	高橋 一栄
委 員 :	築地 : 19 番 :	小熊 威	委 員 :	築地 : 20 番 :	浮須 宗之
委 員 :	黒川 : 21 番 :	今井 明	委 員 :	黒川 : 22 番 :	片野 賀津雄

4 欠席委員(2人)

委 員 :	乙 : 17 番 :	小泉 正	委 員 :	乙 : 18 番 :	石栗 博美
-------	------------	------	-------	------------	-------

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第2号議案 胎内市農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 : 榎本富夫、係長 : 高橋知也、主任 : 伊藤崇

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和4年1月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、11番川上勝之委員、12番今井輝子委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、12月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>1月18日、1月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、1班の委員の皆様にご覧いただき審査していただきました。</p> <p>1月24日、市役所3階市長室におきまして、農業振興等に関する意見書を会長と会長代理から市長へ提出していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、住宅及び車庫建築のための転用が1件、住宅建築のための転用が3件、山砂採取のための一時転用が1件の、計5件であります。</p> <p>1番の案件は、都市計画用途地域である西本町地内の休耕畑において、住宅及び車庫を建築するための転用で、当初計画者が昭和63年9月に住宅建築の目的で転用申請しましたが、当初計画者の都合により住宅建築出来ずにおりました。その後承継者が住宅及び車庫の建築用地として購入することとなったため、事業計画変更が必要となるものであります。申請面積は231㎡、建築面積は107.81㎡、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>2番及び3番の案件は、都市計画用途地域であるあかね町地内の休耕畑において、住宅を建築するための転用で、当初計画者が平成16年6月に住宅建築の目的で転用申請しましたが、当初計画者の都合により住宅建築出来ずにおりました。その後2筆に分筆し、今回2番及び3番の承継者が住宅建築用地として購入することとなったため、事業計画変更が必要となるものであります。</p> <p>2番の申請面積は269㎡、建築面積は65.18㎡、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円あります。</p> <p>3番の申請面積は221㎡、建築面積は57.83㎡、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円あります。</p> <p>4番の案件は、都市計画用途地域であるあかね町地内の休耕畑において、住宅を建築</p>

	<p>するための転用で、申請面積は 228 m<sup>2</sup>、建築面積は 77.82 m<sup>2</sup>、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>5 番の案件は、築地地内の畑において山砂採取のための一時転用で、合計 6 名 30 筆、面積は 14,978.02 m<sup>2</sup>、採取期間は許可の日から 1 年間とするものであります。</p> <p>この案件は、申請面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えておりますので、県農業会議に諮問する案件となります。</p> <p>第 1 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>議案書 4 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 1 号議案の事前審査結果について、6 番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
6 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る 1 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、1 班の委員 5 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案は、住宅及び車庫建築のための転用が 1 件、住宅建築のための転用が 3 件、山砂採取のための一時転用が 1 件の、計 5 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>
2 番	<p>ちょっと確認です。5 番の案件の譲受人の住所、鴻ノ巣じゃなくて鷹ノ巣ではないだろうか。</p>
事務局	<p>失礼しました。鷹ノ巣で訂正をお願いします。</p>
議長	<p>他に質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案の 1 番から 4 番については県農業会議に諮問せずに許可し、5 番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可をすることに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p>

	<p>よって、第1号議案の1番から4番については県農業会議に諮問せずに許可し、5番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第2号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案の所有権移転について、ご説明いたします。</p> <p>議案書5ページをお願いします。第2号議案の所有権移転は3件であります。</p> <p>1番から議案書6ページの2番、3番の案件は、苔実地内の田について、それぞれ譲渡人は長年耕作しておらず、後継者もないことから売りたいと申し出があったものであります。</p> <p>譲受人は、経営状況等も問題がない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。</p> <p>全て苔実地区のほ場整備事業地区内であり、ほ場整備事業による換地により1筆または2筆になる農地であります。</p> <p>1番の面積は13筆10,717㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>2番の面積は13筆10,836㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>3番の面積は2筆2,035㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>第2号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の所有権移転のあっせん審査結果について、11番川上勝之あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
11番	<p>第2号議案の所有権移転の1番から3番についてご報告いたします。</p> <p>去る12月17日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>1番から3番の売り手は、長年耕作しておらず、農業後継者も居ないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は認定農業者で、耕作面積及び経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。なお、売買価格については、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p> <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、</p>

	<p>本総会での審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、第2号議案の所有権移転の事前審査結果について、6番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
6番	<p>それでは、ご報告いたします。 第2号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第2号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第2号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。 次に、第2号議案の利用権設定について審議いたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案の利用権設定を、ご説明いたします。 議案書7ページをお願いします。 第2号議案の利用権設定は、労力不足により農地中間管理機構と賃借を新規に設定するものが1件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが5件、賃借権を再設定するものが27件の、計33件であります。 1番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、18,000円であります。 2番から5番は、労力不足により認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を新規</p>

に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 18,000 円から 25,300 円であります。  
 議案書 8 ページをお願いします。

6 番は、労力不足により農業者に 6 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 24,000 円であります。

7 番から 10 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 18,000 円から 24,000 円であります。  
 議案書 9 ページをお願いします。

11 番から 15 番は、労力不足により認定農業者に 5 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 16,000 円から 18,000 円、またはコシヒカリ 90 kg であります。  
 議案書 10 ページをお願いします。

16 番から 20 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 14,000 円から 21,000 円であります。  
 議案書 11 ページをお願いします。

21 番から 25 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 7,300 円から 8,100 円、またはコシヒカリ 90 kg であります。  
 議案書 12 ページをお願いします。

26 番から 30 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 76 kg から 80 kg であります。  
 議案書 13 ページをお願いします。

31 番から 33 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 15 kg から 70 kg であります。

第 2 号議案の利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。  
 以上で説明を終わります。

議長 第 2 号議案の利用権設定の事前審査結果について、6 番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。

6 番 それでは、ご報告いたします。  
 第 2 号議案の利用権設定は、労力不足により農地中間管理機構と賃借を新規に設定するものが 1 件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 5 件、賃借権を再設定するものが 27 件の、計 33 件であります。  
 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。  
 以上で報告を終わります。

議長 ただ今、第 2 号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 2 号議案の利用権設定について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第 2 号議案の利用権設定は、承認することに決定いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和 4 年 1 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和4年1月25日

議 長

---

11 番

---

12 番

---